

民間施設直結スマートインターチェンジ制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、民間事業者が、その発意と負担により、当該事業者が運営する民間施設に直接接続ができる高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）のインターチェンジ（IC）を整備することを通じ、民間事業者の生産性向上、当該民間施設の利用者の利便性向上、当該民間施設周辺の道路の交通の円滑化等を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。なお、本要綱については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び会社（高速道路株式会社法第1条に規定する会社をいう。以下同じ。）が有料道路として整備・管理する区間において、民間施設直結スマートICの整備を行う場合において適用するものとする。

第2 定義

- (1) 民間施設直結スマートICとは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた道路法上の道路で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号のETC専用施設が設置され、主に当該道路が直接接続する民間施設（以下「民間施設」という。）に発着する同号イに規定するETC通行車の通行の用に供することを目的とするICである。
- (2) 直結路とは、高速道路本線の分岐ノーズ又はサービスエリア等の分岐ノーズから民間施設までの間のランプ及びアクセス道路からなる道路をいう。
- (3) 接続路とは、直結路から既設の一般道路までの間の道路をいう。

第3 民間施設直結スマートICの要件

- (1) 民間施設直結スマートICは、直結路により高速道路と民間施設とを接続するとともに、直結路又は接続路により一般交通も利用可能な構造であること。

- (2) 民間施設直結スマート I Cにおいて高速道路に連結する施設は、道路法上の道路であること。
- (3) 民間施設直結スマート I Cの設置により、当該道路を通じ民間施設の管理者（以下「民間施設管理者」という。）が得られる効果に加え、既設 I Cや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、I Cアクセス時間の改善、地域活性化施策の支援などの効果が得られること。
- (4) 民間施設直結スマート I Cの設置により、高速道路の渋滞を発生又は悪化させるものでないこと。
- (5) 民間施設直結スマート I Cの設置に関し、高速道路への連結を予定している道路の管理者（以下「連結道路管理者」という。）又は民間施設管理者において、広報活動等の実施により、地域住民に対する説明責任が果たされているものであること。
- (6) 会社、連結道路管理者及び民間施設管理者は、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増に努めることとし、原則として、民間施設直結スマート I Cとその前後の既設 I Cにおける出入交通量の合計が、整備前の前後の既設 I Cにおける出入交通量の合計を上回る見通しであることが確認されたものであること。
- (7) 民間施設直結スマート I C整備により、機構の債務償還計画全体に支障を与えないこと。
- (8) 民間施設直結スマート I Cの構造や管理・運営については、協議会（第 8 の 5 を参照）において調整されたものであること。
- (9) 上記要件は、民間施設直結スマート I Cを改築する際にも準用する。

第4 料金

民間施設直結スマート I Cにおいて、徴収する料金については、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条等の規定により、会社が事業許可を得て決定するものとし、その料金収入は会社に帰属するものとする。

第5 協定の締結

民間施設直結スマート I Cに関する事業内容、事業区分及び管理区分並びに民間施設直結スマート I Cを廃止する場合の費用の負担区分等については、民間施設管理者、連結道路管理者及び会社との間で協定を締結するものとする。

第6 事業区分

1. IC

- (1) 直結路（道路附属物を含む。以下同じ）の整備が必要となる場合は、2（1）及び（2）に規定するものを除いて、道路法第24条及び第57条の規定に基づき、民間施設管理者の負担により、整備を実施するものとする。
- (2) 接続路（道路附属物を含む。以下同じ）の整備が必要となる場合は、連結道路管理者の負担により、整備を実施するものとする。
- (3) 既存の高速道路本線の分岐ノーズからテーパーまでの間並びに SA 又は PA の駐車場内に整備される道路本体及び道路附属物等は、機構又は会社の負担により、整備を実施するものとする。
- (4) 事業区分について、上記によりがたい場合は、民間施設管理者、連結道路管理者及び会社が協議の上定めるものとする。

2. 料金徴収施設等

- (1) 料金所照明、道路情報提供装置及び料金収受機械等（以下「料金徴収施設等」という。）は、機構又は会社の負担により、整備を実施するものとする。
- (2) 料金徴収施設等の設置に必要となる用地及び補償費、土工費、舗装費等については、民間施設管理者の負担により、整備を実施するものとする。

第7 管理区分

1. IC

- (1) 民間施設管理者は、整備した直結路及び接続路を連結道路管理者に無償で譲渡することとし、連結道路管理者がこれを管理するものとする。
- (2) 高速道路本線の分岐ノーズからテーパーまでの間並びに SA 又は PA の駐車場内に整備される道路本体及び道路附属物等は、機構又は会社が管理するものとする。
- (3) 管理区分について、上記によりがたい場合は、民間施設管理者、連結道路管理者及び会社が協議の上定めるものとする。

2. 料金徴収施設等

- (1) 料金徴収施設等は、機構又は会社が管理するものとする。
- (2) 民間施設管理者は、料金徴収施設等の設置に必要となる用地等については、連結道路管理者に無償で譲渡することとし、連結道路管理者が管理するものとする。

第8 事業の手続き

1. 整備方針の検討

民間施設直結スマートICを設置しようとする民間施設管理者及び連結道路管理者は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- ①高速道路と直接接続を予定する民間施設
- ②民間施設の存する地方公共団体の長が定める計画への民間施設の位置付け
- ③民間施設直結スマートICの概ねの位置及び構造形式
- ④民間施設直結スマートICの運用形態
- ⑤民間施設直結スマートICの設置により期待される効果
- ⑥概算費用
- ⑦事業主体
- ⑧事業期間
- ⑨その他

2. 整備方針の認定申請

民間施設直結スマートICを設置しようとする民間施設管理者から提案を受けた連結道路管理者（連結道路管理者が都道府県の場合は民間施設直結スマートICの存する市町村の長をいう。（以下、第8の2及び第8の3において同じ。））は、第8の1の規定により検討した、民間施設直結スマートICの設置に関する整備方針（以下「整備方針」という。）について、道路局長に認定の申請をすることができる。この場合、連結道路管理者は申請書に、第8の1の規定により検討した事項を添付するものとする。

3. 道路局長による整備方針の認定

- (1) 道路局長は、第8の2の整備方針の認定の申請があった場合、当該整備方針について、第8の1に記載する事項の内容が第3の要件に照らして適当であると認めるときは、その認定をすることができる。
- (2) 道路局長は、第8の2の整備方針の認定の申請があった場合、整備方針の認定に先立ち、当該整備方針について機構及び会社に意見を聴取するものとする。
- (3) 道路局長は、整備方針を認定した場合は、連結道路管理者に通知するものとする。なお、整備方針の認定ができない場合は、認定ができない旨及びその理由について、連結道路管理者に通知するものとする。

4. 概略検討・詳細検討

第8の3の道路局長による整備方針の認定を受けた連結道路管理者及び民間施設管理者は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- ①民間施設直結スマートICの利用交通量及び整備効果
- ②民間施設直結スマートICの位置及び構造
- ③周辺道路の整備計画
- ④事業区分
- ⑤管理区分
- ⑥工事着手の時期及び事業施行期間
- ⑦用地取得計画
- ⑧民間施設直結スマートIC及び周辺施設の詳細設計
- ⑨詳細な整備費用及び負担区分
- ⑩管理・運営方法
- ⑪民間施設直結スマートICの利用促進方策
- ⑫その他

5. 協議会の設置

- (1) 民間施設直結スマートICの設置に当たっては、設置を予定しているIC毎に、民間施設管理者、連結道路管理者、地方整備局等（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）、関係する地方公共団体、会社、その他の関係機関等により構成される協議会を設置する。
- (2) 協議会で検討・調整する主な事項は以下のとおりとする。
 - ①民間施設直結スマートICの整備効果
 - ②民間施設直結スマートICの設置に伴う高速道路及び周辺道路の交通状況の変化と必要な対策
 - ③民間施設直結スマートICの構造及び整備方法
 - ④民間施設直結スマートICの管理・運営方法
 - ⑤民間施設直結スマートICの利用促進方策
 - ⑥その他民間施設直結スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項
- (3) 協議会に参加した機関等は、民間施設直結スマートICの設置及び管理に協力しなければならない。
- (4) 連結道路管理者及び民間施設管理者は、(2)の検討・調整に際し、地域住民に対する広報や意見聴取を行うこと等により、検討段階における透明性、客観性等の向上を図るものとする。

- (5) 協議会は、民間施設直結スマート I C の供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・高速道路及び周辺道路の交通状況・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すものとする。フォローアップは、供用後 1 年経過後速やかに 1 回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。
- (6) 地方整備局等は、協議会における検討・調整の円滑な実施に努めるものとする。

6. 協定の締結

第 8 の 3 の道路局長による整備方針の認定を受けた連結道路管理者、民間施設管理者及び会社は第 5 に規定する協定を締結するものとする。

7. 実施計画書

- (1) 連結道路管理者は、第 8 の 3 の認定を受けた整備方針及び協議会における第 8 の 5 (2) に掲げる事項に関する検討・調整の結果を踏まえ、「実施計画書」を策定（内容の変更も含む。以下同じ。）するものとする。
- (2) 「実施計画書」の策定にあたっては、民間施設直結スマート I C の連結道路が存する都道府県公安委員会その他協議会が必要と認める者と事前に協議するものとする。
- (3) 連結道路管理者は、「実施計画書」が策定された後、これを国、機構及び会社に提出するものとする。

8. 連結許可申請

連結道路管理者は、「実施計画書」の策定後、「連結許可申請書」（高速自動車国道法施行規則（昭和 46 年建設省令第 19 号）第 2 条又は道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 13 の 2 に基づく必要書類）を提出し、連結許可を受けなければならない。

連結許可申請にあたっては、協議会で策定された「実施計画書」を添付して提出しなければならない。

第9 その他

1. 民間施設直結スマート I C に係る技術的基準

民間施設直結スマート I C の整備及び管理は、道路法令及びこれに関連する技術基準に拠ることとする。

2. 民間施設直結スマートＩＣの名称

- (1) 民間施設直結スマートＩＣの名称は、その原案を協議会で検討し、標識適正化委員会の意見を聴取した上で、機構において決定する。
- (2) 民間施設直結スマートＩＣには、直接接続する民間施設の名称等を用いて通称名を定めることができる。なお、通称名についても、(1)と同様の手続きで決定するものとする。

3. 民間施設直結スマートＩＣの開放時間及び車種の制限

民間施設直結スマートＩＣの開放時間の制限は行わないものとする。また、車種の制限については必要に応じ、第8の5に定める協議会において検討・調整を行い、設けることができることとする。

4. 連結道路管理者が接続路の整備を行う場合の補助金・交付金の取扱い

第6の1(2)に基づき接続路の整備を連結道路管理者が負担して行う場合は、国からの補助金又は交付金は充当しないこととする。

附則

この要綱は、令和元年9月30日から適用する。